

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県税条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法が施行され、県が国税である地方法人特別税の賦課徴収等を行うものとされたことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 更正又は決定に関する通知書及び申告納付期限の承認に関する通知書の様式に地方法人特別税に関する事項を加える等の所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県行政組織規則及び鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。